

非常変災時における措置について

平素は本校学校教育の充実のためにお力添えをいただき、誠にありがとうございます。

表題の件について、今後台風接近等の災害発生にともない、「自宅待機」「臨時休業」「登校後の繰り上げ下校」を考慮しなければならないことも考えられます。つきましては、下記の点にご配慮いただきますようお願いいたします。

記

(1) 【大雨、暴風、大雪等に関する特別警報】および【暴風警報】【暴風雪警報】発令の場合（葛川の警報・注意報区域は「大津市北部」に該当します）

① 登校前

・午前7時において、『大雨、暴風、大雪等に関する特別警報』および『暴風警報』『暴風雪警報』が発令中の場合は、『臨時休業』となります。

- * 「臨時休業のテロップ」や「ラジオでの休校」という放送はされません。
- * 午前7時以降において警報が解除になっても、終日、臨時休業です。
- * 学校からは、「臨時休校」の電話連絡はしません。
気象情報でご確認ください。

② 登校後

・児童生徒の登校後、『大雨、暴風、大雪等に関する特別警報』および『暴風警報』『暴風雪警報』が発令された場合、安全確保を最優先して下校などの適切な措置を講じます。

- * このような事態が予想される場合は、保護者の所在や連絡先を明確にしておいてください。
- * 給食を食べないで下校する場合も考えられます。
- * 児童生徒が下校するまでに、電話又はメール配信にて連絡します。
- * 状況により、学校までお迎えにきていただくこともあります。

(2) その他の警報（大雨、洪水、大雪、地震等）の場合

その他の警報（大雨、洪水、大雪等の警報）が発令されていてもそれだけで直ちに臨時休業となることはありません。ただし、次のような場合は、関係機関と協議の上臨時休業の措置をとることがあります。

① 「土砂崩れ」または「積算雨量基準値を超えたため」による通行止め規制の場合

・午前7時において、国道367号線（伊香立途中町～葛川梅の木町）及び県道781号線（葛川梅の木～久多）が「通行止め規制」された場合は、スクールバス運行の危険が危惧されます。児童・生徒の安全を最優先し、自宅待機とします。なお、午前10時を目処に当日が「臨時休業」か「始業時刻を遅らせて授業を行う」かについてメール配信や電話連絡をいたします。

* 上記の自宅待機については、当日の対応をメール配信します。

* 児童生徒が登校後「通行止め規制」等が行われるおそれがある場合、適切な指導・対応の上、終業時刻を繰り上げて下校させる場合があります。この場合は、メール配信や保護者の方に確認の電話連絡をします。また、この場合、堅田からのスクールバスに乗車する児童生徒については、保護者の方と連絡がとれるまで教師引率のもと堅田駅待機となります。

② 「避難指示」等が出された場合

・安全が確認できるまで通学を止めます。

* 臨時休業翌日の学習予定は、原則として時間割通りとします。

* 年間で臨時休業が多くなり、授業時間が不足することが予想される場合は、長期休業日を授業日に振り替えることもあります。ご理解をお願いします。

* 堅田からのスクールバスに乗車する児童生徒について、午前7時で警報が発令され、「臨時休業」となった時は、堅田駅で臨時休業になったことを伝え帰宅させることになります。

台風接近時は次のことに気をつけましょう

- 1 登下校時や帰宅後、雨風が強いときは、外出をひかえましょう。
- 2 大雨による増水も考えられます。
河川・水路等、危険が予想される場所には、絶対近づかない。
- 3 交通事故に気をつける。→視界が悪い。みんな急いでいる。
- 4 「暴風雨警報発令」に伴う臨時休業もありえるので、気象情報に注意するとともに、
臨時休業になった場合は、戸外へ出ずに自宅待機。
読書等の家庭学習をしましょう。